

「新しい認知症観」について

突然ですが、みなさんは、認知症に関する法律があることをご存じですか？

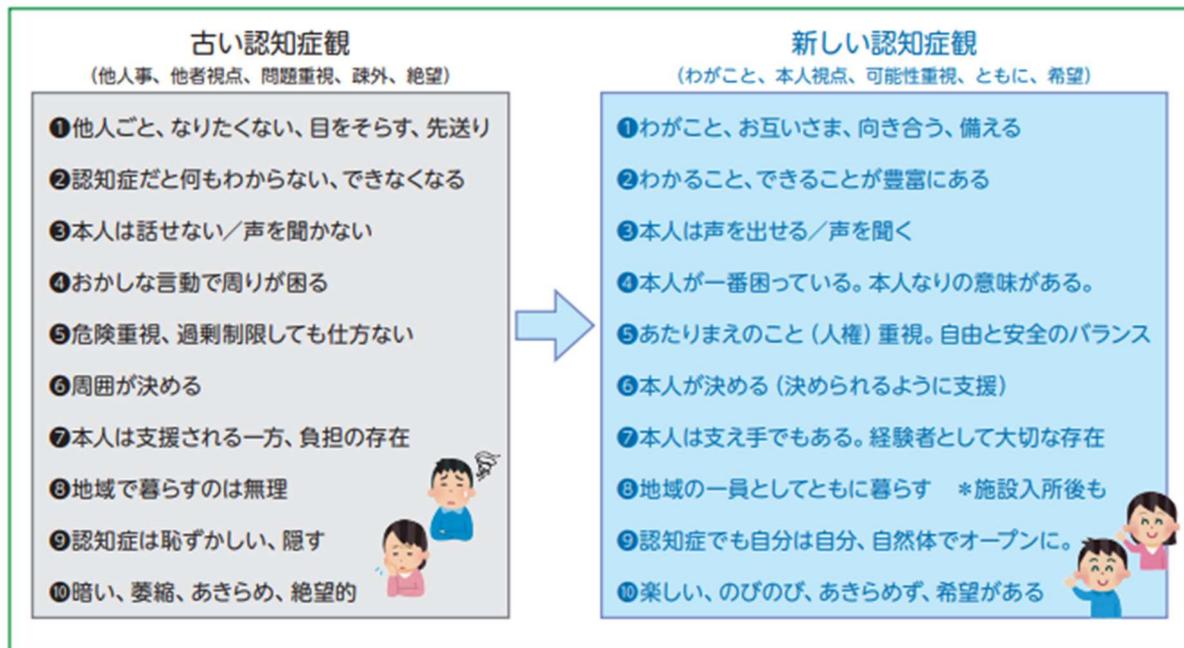
認知症基本法と略されることが多いですが、正式には「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」という法律で、令和6年1月1日からスタートした法律です。

この法律は、認知症の人を含めた国民一人一人が人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会の実現を推進することを目的としたものです。

同年12月、国は認知症基本法に基づき、認知症施策推進基本計画を定めました。この計画の中に、「**新しい認知症観**」という言葉が出てきます。

「新しい認知症観」とは？

計画の中では「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方」とされています。



引用：2023年3月版 認知症地域支援推進員活動ガイドより

みなさんも正しい認知症との向き合い方、考えてみませんか？